

浮羽地域包括支援センター運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

浮羽地域包括支援センター運営業務

2 業務の目的、内容

別添「浮羽地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 委託上限金額、運営財源

(1) 包括的支援事業委託費

浮羽地域包括支援センターで実施する包括的支援事業に係る事業の年間委託金額は、1年度あたり26,000,000円を上限とする。

ただし、事業者を決定した日から本業務の契約を締結する日までに必要となる準備経費を含むものとする。

(2) 介護予防サービス計画費

指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、受託法人の収入とする。（受託料の見積もりには計上しないこと。）

(3) 介護予防ケアマネジメント費

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント費は、受託法人の収入とする。（受託料の見積もりには計上しないこと。）

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

(1) 安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(2) 医療法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであること。

(3) うきは市において介護保険サービスを提供する事務所、事業所を有し、かつ応募時点で3年以上の介護保険サービスの提供実績があること。

(4) 別添「仕様書」に定める業務の実施体制を整備できること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する

者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による申立てをしていない、又はされていない者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 代表者及び役員等が暴力団（うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加している者
 - イ 暴力団員を雇用している者
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有している者

7 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで実施する。

	内 容	日 程
1	公募開始	令和6年10月 1日（火）
2	質問書の提出期日	令和6年10月11日（金）正午まで
3	質問に対する回答期日	令和6年10月15日（火）
4	参加表明書の提出期日	令和6年10月25日（金）17時まで
5	参加資格結果の通知	令和6年10月30日（水）（予定）
6	企画提案書及び見積書の提出期日	令和6年11月25日（月）17時まで
7	プレゼンテーション審査	令和6年12月中旬（予定）
8	審査結果の通知	令和6年12月下旬（予定）
9	覚書の締結	令和7年 1月中旬（予定）
10	業務委託契約締結	令和7年 4月 1日（火）

8 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる内容に従い、参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 契約権限を支所等に委任する場合は、委任状（任意様式）
 - エ その他必要な書類
- (2) 提出期限
令和6年10月25日（金）17時まで
- (3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限必着のこと。

- (4) 提出後における提出書類の差替え及び追加
提出後における提出書類の差替え及び追加は認めない。

9 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問がある場合は、次に掲げる内容に従い、質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
質問書（様式第3号）
- (2) 受付期間
公募開始から令和6年10月11日（金）正午まで
- (3) 提出方法
電子メールによる（hoken@city.ukiha.lg.jp）
- (4) 回答方法
令和6年10月15日（火）に、うきは市ホームページに掲載する。
URL: <http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>

10 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書は、次に掲げる内容に従い提出すること。

(1) 提出書類

	書類の名称	様式
1	企画提案書	様式第4号
2	法人の事業内容等の概要が分かるもの（パンフレット等）	任意様式
3	法人の登記事項証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）	
4	法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書等）直近2年分	任意様式
5	法人が市内で提供している介護サービス等の概要	任意様式
6	地域包括支援センター運営業務事業計画書	様式第5号
7	業務体制表 ※ 配置予定の管理責任者及び職員を記載すること	様式第6号
8	見積書	様式第7号
9	積算内訳	任意様式

(2) 書類作成要領

- ア 専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい記載に努めること。
- イ 必要に応じ、図表や写真などにより文章を補完すること。

ウ 原則としてA4用紙、横書き、両面印刷を基本とすること。(ただし、内容により記載できない場合はこの限りでない。)

エ 提出書類は、「(1) 提出書類」の表に記載する順番にまとめ、企画提案書(様式第4号)の向きを基準として左側を2穴綴じとすること。

(3) 提案数

企画提案書は、一の応募者につき一提案とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本8部とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限必着のこと。

(6) 提出期限

令和6年11月25日(月)17時まで

(7) 提出後における提出資料の差替え及び追加

提出後における提出資料の差替え及び追加は認めない。

11 無効となる企画提案書

企画提案書の提出の日から最優秀提案者を決定する日までの期間において、次のいずれかに該当することが明らかになった企画提案書は、無効とする。

(1) 本要項に規定する内容、条件等に違反するもの

(2) 記載内容の誤り、不明瞭又は未記入の部分があるもの

(3) 記載内容に虚偽があるもの

(4) 記載内容が法令等に違反するもの

(5) 見積書の合計金額が「2(1) 委託金額」を超過しているもの

12 審査方法

別添「浮羽地域包括支援センター運営業務委託事業者審査要領」記載のとおりとする。

13 審査結果

審査終了後、最優秀提案者名をうきは市ホームページに公表するほか、応募者の全てに当該応募者の結果を文書にて通知する。

14 覚書の締結

最優秀提案者は、選考結果通知後速やかに、うきは市と本業務の契約を締結する日までの間の基本的な事項を定めた覚書を締結するものとする。

15 契約の締結

契約は、最優秀提案者と令和7年4月1日(火)に締結する。なお、最優秀提案者

の受託の辞退は原則として認めない。

16 最優秀提案者の決定の取消し

最優秀提案者を決定した日から本業務の契約を締結する日までの間に、「11 無効となる企画提案書」に掲げるもののほか次のいずれかに該当することが明らかとなったときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないものとする。この場合においては、次の（２）に該当する場合を除き、第２位の提案者、第３位の提案者を順次繰り上げて最優秀提案者とすることがある。

- （１） 正当な理由なく、「15 契約の締結」の日までに契約を締結しないこと。
- （２） 最優秀提案者が談合その他の不正行為によって決定された者であること。
- （３） 役員及び使用人が暴力団員であること。
- （４） 役員及び使用人が暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有していること。
- （５） 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項に規定する「指定介護予防支援事業者」の指定を受けることが出来ず、令和 7 年 4 月 1 日に業務を開始することが出来ないとき。
- （６） 破産宣告等により業務委託を実施することが不可能になったとき。
- （７） その他、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

17 提出書類の取扱い

- （１） 提出書類は、理由の如何を問わず返還しない。
- （２） 情報公開の請求があった場合においては、うきは市情報公開条例の定めるところにより開示する場合がある。

18 その他留意事項等

- （１） 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （２） 参加に際し、保証金は徴収しないものとする。
- （３） 企画提案書等の作成に際し、うきは市に関する資料（うきは市のホームページや窓口などにおいて公表し、又は公開されているものを除く。）が必要な場合は、質問書によりその旨を連絡すること。資料を提供すると決定したときは、参加表明書を提出した者全員に当該資料を提供するものとする。なお、当該資料については、うきは市の了承なく公表し、又は使用することができないものとする。
- （４） 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、令和 6 年 1 1 月 2 5 日(月)までに文書にて「19 問い合わせ・提出先」に連絡すること。なお、応募を取り下げたことによる一切の不利な取扱いは行わない。
- （５） 最優秀提案者が契約を締結する際は、当該提案者は、うきは市契約規則(令

和元年6月28日規則第17号)第34条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(6) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令のほかうきは市契約規則の規定に基づき決定するものとする。

19 問合わせ・提出先

うきは市 保健課 介護・高齢者支援係

住所 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地

電話 0943-75-4960 (直通)

FAX 0943-75-4963

電子メール hoken@city.ukiha.lg.jp